

# 大分県報

平成二十八年  
第二八二七号  
十一月一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………二
- 生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定……………二
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………三
- 青少年に有害な興行の指定……………三
- 土地改良区の定款変更認可……………三
- 解除予定保安林……………四
- 道路区域の変更……………四
- 都市計画事業の事業計画変更認可……………四
- ダム小水力発電事業者募集……………五

### ○告示

大分県告示第五百六十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十八年十一月一日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
	大分県知事	広瀬	貞

平成二十八年十一月一日

大分県報（告示）

別府トキハクリニツク	医療法人オムニス	別府市北浜二丁目九一	平二八・七・一
新森内科医院	新森義信	別府市石垣東五丁目一三三七	平二八・七・二五
ファーマシーさかいし	有限会社ファーマシー	別府市石垣東八丁目二一三四	平二八・七・一
ヨシムラ薬局鶴見病院前店	有限会社別府よしむら	別府市石垣西六丁目六一一六	平二八・九・一
有限会社キムラ薬局トキハ別府店	有限会社キムラ薬局	別府市北浜二丁目九一	平二八・七・一
湯のまち訪問看護ステーション	一般社団法人湯のまち	別府市大字南立石一〇七九一 一三二	平二八・七・一二
訪問看護白梅の花	一般社団法人青山医療福祉協会	別府市青山町八一六	平二八・三・一五
からしま歯科	医療法人からしま歯科	中津市大字島田四二七一四	平二八・六・一
医療法人春陽会河津内科呼吸器科	医療法人春陽会河津内科呼吸器科	日田市石井町二丁目五九二一 六	平二八・九・一
奥村日田病院	医療法人社団宗仁会	日田市田島町五〇〇	〃
よしまさ歯科	石井義将	日田市田島一丁目七一四	平二八・八・一
株式会社喜久屋薬局三本松店	株式会社喜久屋薬局	日田市三本松一丁目一一一九	〃
株式会社伊東薬局上野店	株式会社伊東薬局	日田市上野町五九八一三	平二八・七・一
株式会社喜久屋薬局大山店	株式会社喜久屋薬局	日田市大山町西大山九〇五一	平二八・九・一
株式会社大賀薬局三本松店	株式会社大賀薬局	日田市三本松二丁目七一四	平二八・八・一



な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
安藤 正純	白杵市江無田九九六一一	平二八・六・二二
河野 裕武	白杵市大字戸室四六四一三	平二八・五・一七
山田 誓子	宇佐市江須賀二五九一 クイーンマンション一〇二	平二八・八・一八
工藤 清正	豊後大野市三重町市場一八六六一三	平二八・七・一

大分県告示第五百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十八年十月十七日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 おばあちゃんの知恵袋の会
- 三 代表者の氏名  
村 尾 宏
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象と対して、わが国はもとより、海外に伝承される生活習慣病対策に貢献する民間療法や健康法の発掘、調査研究、普及啓蒙、教育事業等を行い、長寿社会を迎えながらも、一方で生活習慣病に悩む現代人の健康対策に寄与すること

を目的とする。

六 定款変更の内容  
事務所の所在地の変更

大分県告示第五百六十六号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・一〇・二二	映画	不倫美姉妹 白衣のあえぎ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	人妻 悶絶いけにえ	新東宝映画	
〃	〃	お昼の猥談 若妻の異常な性体験	オーピー映画	
〃	〃	純情巨乳 谷間で歌う	オーピー映画	

大分県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
大竜井路土地改良区	由布市	平二八・一〇・二二

大分県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。  
平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

竹田市久住町大字白丹字板木七五七一番二・七五七二番一・七五七二番三・七五七二番四・七五七三番一・七五七三番五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
県道安心院湯布院線	由布市湯布院町川上字平原二八八番八三から 由布市湯布院町川上字平原三一三番一地先まで	三三・〇 一・九・〇	三三・〇 一・六・〇	六〇・〇	六〇・〇

大分県告示第五百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田市計画下水道事業  
日田市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで  
変更後 昭和四十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年八月七日大分県告示第五百五十九号、昭和五十年九月五日大分県告示第千二十七号、昭和五十四年十二月十八日大分県告示第千四百三十五号、昭和五十八年一月十四日大分県告示第三十三号、昭和六十年六月十四日大分県告示第七百九十八号、平成元年三月七日大分県告示第二百六十一号、平成六年一月四日大分県告示第十三号、平成八年三月二十九日大分県告示第三百四号、平成十年六月二十三日大分県告示第五百三十九号、平成十三年一月十九日大分県告示第七十号、平成二十一年三月三十一日大分県告示第二百八十五号、平成二十四年四月十七日大分県告示第三百八号及び平成二十七年七月三日大分県告示第四百三十号の事業地のうちアに掲げる区域を削り、当該事業地にイに掲げる区域を加えた区域とし、並びに当該事業地のうちウに掲げる地内において事業地を変更する。

ア 日田市大字小野字上ノ屋敷、字日向寺及び字林ノ下の各一部の区域

イ 日田市大字西有田字屋敷、字峰崎、字稗ノ迫、字天神平、字目面ヶ迫、字山ノ下、字下夕田、字梅町、字上スタリ、字下スタリ、字鈞、字京塚、字蕪、字イノ谷、字湯ノ谷、字杉谷、字柳、字辻、字西ノ前、字大行事、字花ノ木、字杉ノ木、字平等寺、字内ノ下、字片峯、字京田、字尾片峯及び字寺島の各一部の区域

ウ 日田市大字小野字平石、大字渡里字向原、大字小迫字十石迫及び字原村並びに大字

- 石井字向屋敷地内
- 2 使用の部分  
変更なし

## ○公 告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成二十八年十一月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 事業の概要
  - 1 事業名  
稲葉ダム小水力発電事業
  - 2 事業内容  
稲葉ダムの放流水（流水の正常な機能の維持のための放流）を使用する水力発電所を設置・運営する発電事業者
  - 3 事業期間  
発電開始から原則二十年間
  - 4 事業箇所  
稲葉ダム 大分県竹田市大字刈小野
  - 5 水力発電所の仕様  
水力発電所の仕様は応募者の提案によるほか、募集要項及び事業仕様・条件書による。
- 二 事業候補者の選定方法  
提出された企画提案書等により大分県が設置する「ダム小水力発電事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査により選定する。
- 三 募集手続等
  - 1 本事業に関する事務を担当する部局の名称  
〒八七〇―八五〇― 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県土木建築部河川課ダム・海岸班（大分県庁舎新館八階）  
電話 ○九七―五〇六―四五九六
  - 2 募集要項等の交付期間、場所及び方法

- (一) 交付期間
- (二) 場所  
1の場所で直接交付を受けること。
- 3 関係資料の閲覧期間、場所及び方法
  - (一) 閲覧の対象となる資料
    - (1) 稲葉ダム図面集
    - (2) 稲葉ダム貯水池における貯水位、流入量及び放流量データ（過去六年分）
    - (3) 稲葉ダム操作規則及び細則等
  - (二) 閲覧期間  
平成二十八年十一月二日（水曜日）から平成二十九年一月十三日（金曜日）まで（休日及び平成二十八年十二月二十九日から平成二十九年一月三日までを除く。）
- (三) 場所  
1の場所で閲覧すること。なお、希望者に対して既存資料のデータを記録したCDを配布する。CD配布を希望する者は、(二)の閲覧期間中に1の場所へ引換用のCDを持参すること。
- 四 現地説明会
  - 1 場所  
稲葉ダム管理事務所  
大分県竹田市大字刈小野
  - 2 日時  
一回目 平成二十八年十一月十八日（金曜日）十三時三十分から（受付は十三時から）  
二回目 平成二十八年十二月五日（月曜日）十三時三十分から（受付は十三時から）
  - 3 提出様式及び方法  
募集要項で指定する。
  - 4 申込先  
三の1に同じ。
  - 5 申込期限  
一回目 平成二十八年十一月十六日（水曜日）午後五時  
二回目 平成二十八年十一月三十日（水曜日）午後五時

平成二十八年十一月一日

大分県報（告示・公告）

五 応募資格の確認

1 提出様式及び方法  
募集要項で指定する。

2 提出先  
三の1に同じ。

3 提出期限  
平成二十八年十二月十六日（金曜日）午後五時

4 応募資格確認の結果通知  
提出された様式に基づき、応募資格の確認を行い、その結果を平成二十八年十二月二十二日（木曜日）までに応募者に文書で通知する。

六 企画提案書の提出

1 提出様式及び方法  
募集要項で指定する。

2 提出先  
三の1に同じ。

3 提出期限  
平成二十九年一月十六日（月曜日）午後五時

七 審査及び結果の通知

提出された企画提案書等に基づき、選定委員会の審査により評価を行い、事業候補者を選定する。審査結果は平成二十九年二月七日（火曜日）までに各応募者に文書で通知する。

八 事業実施の協定締結

七により選定された事業候補者と、事業実施の協定締結に向けた交渉を行う。協定締結交渉が不調のときは、選定委員会が選定した次点の応募者を交渉相手とする。

九 その他

本事業の手續において使用する言語、通貨及び時刻は、日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。